

## ④ 定額減税の概要

**Q** : 令和6年の税制改正で所得税の定額減税が実施されることとされましたが、どのようになっていますか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

令和6年度の税制改正における所得税の定額減税(特別控除)の概要は、次のとおりです。

#### ① 実施

令和6年6月から

#### ② 適用対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける者は、2,015万円以下)である者)

#### ③ 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

1. 本人(居住者に限る) 30,000円
2. 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限る) 1人につき30,000円

※合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

#### ④ 実施方法

次の方法により実施されます。

- ・ 給与所得者に係る特別控除
- ・ 公的年金等の受給者に係る特別控除
- ・ 事業所得者等に係る特別控除

